

平成26年9月6日

## 経営の引継ぎのポイント

弁護士 堂野達之

### 1. 事前準備の大切さ

「備えあれば憂いなし」

- (1) 誰に
  - (2) いつ頃（スケジュール）
  - (3) どうやって
- ※ 株式会社でない場合

### 2. 考慮しなければならないポイント

- \* 事業が円滑に続いていくか
- \* オーナー経営者の保証債務（対金融機関）
- \* 引き継いだ後のオーナー経営者の立ち位置，処遇
- \* 引継ぎを受けなかった親族へのフォロー

### 3. 誰に引き継がせるか

- (1) 親族内承継：オーナー経営者の親族（子息子女）へ
- (2) 親族外承継：親族でない従業員，役員その他自社と関係ある者へ
- (3) M&A：自社と関係のない第三者へ事業を売却

### 4. 引き継がせる方法

- (1) 株式の譲渡
  - \* 株式 = 会社の所有権
  - ≡ 株主総会の議決権（経営事項を決定できる権利）
  - e x. 役員を選任
  - c f. 議決権のない株式
  - \* 資産も負債も引き継ぐ。
- (2) 事業の譲渡
  - \* 後継者の会社へ事業（資産，従業員，取引関係）を移す。
  - \* 負債は切り離す（元の会社に残す）ことが多い。

### 5. 会社の経営状況による違い

- (1) 経営状況が良い＝資産超過（資産＞負債）
  - \* 株式の価格（事業価値）を意識する必要
- (2) 経営状況が悪い＝債務超過（資産＜負債）
  - \* 負債（主に対金融機関）の処理を考える必要

## 6. 親族内承継

- (1) 経営権と財産権を分ける。＝相続人間のバランスをはかる。  
後継者には、経営権（議決権のある株式，事業用資産）を残す。  
後継者以外の相続人には、財産権（非事業用資産，議決権のない株式）を残す。  
→ 遺留分に注意する。
- (2) 後継候補者に株式を集中させる。  
株式を集めるためには時間をかけての準備が必要である。  
★ 複数の相続人に株式を平等に持たせるのは？
- (3) 株式の価格（事業価値）  
相続税対策→価格を抑える工夫，準備
- (4) 公正証書遺言を作って，株式を誰に相続させるかを決めておく。  
\* 遺言を作っておかないとどうなるか？  
e x. オーナー経営者が株式（100株）を全て所有していたが，死去  
妻，長男（後継候補者），次男  
\* 自筆でもよいか。

## 7. 親族外承継

- (1) 方法  
\* 後継者に株式を譲渡  
\* 後継者の会社へ事業を譲渡
- (2) 後継者との間で諸条件について合意書を取り交わす。  
\* オーナー経営者の処遇

## 8. M&A

- (1) 方法
  - ① 株式譲渡
  - ② 事業譲渡
  - ③ 会社分割
- (2) 進め方
  - ① 買い手候補の選定  
アドバイザーを選任することも
  - ② 基本合意書（LOI），秘密保持契約書（NDA）の締結
  - ③ デューデリジェンス（対象会社の精査）
  - ④ 譲渡価格の決定
  - ⑤ 最終契約書の締結
  - ⑥ クロージング（実行）
- (3) 条件の決定  
\* 譲渡価格をいかに高くするか。

普段からの「磨き上げ」

\* オーナー経営者の処遇

## 9. 経営状況が悪い場合の負債の処理

- (1) 負債を長期的に収益で返済できる場合  
→ リスケジュール（条件変更）による長期分割返済
- (2) 負債を長期的にも収益で返済できない場合  
→ 一部債務免除  
多いのは第二会社方式 詐害行為と言われないように注意
- (3) 経営改善の努力  
事業計画の策定と実行
- (4) 金融機関との交渉

## 10. オーナー経営者の保証債務

- (1) 経営者保証に関するガイドラインの制定
- (2) 経営の引継ぎ時に後継者に保証債務を引き継がせるか。
  - ① 会社と保証人個人の一体性の解消
  - ② 財務基盤の強化
  - ③ 適時適切な情報開示  
→ 金融機関は保証契約を求めないか、条件付保証契約にするように求められている。
- (3) 保証債務の整理  
法人について私的整理手続など事業再生を進めるのであれば、安定した事業継続のために、保証人（オーナー経営者）に一定の資産を手元に残して保証債務を免除することを認める。

## 11. 専門家の活用

### 【参考文献】

「成功する事業承継のしくみと実務」 弁護士水上博喜ほか著（自由国民社）

### 【連絡先】

弁護士 堂野達之（どうのたつゆき）

〒104-0061 東京都中央区銀座 4-10-16 シグマ銀座ファーストビル 2 階  
堂野法律事務所

Tel :03-3542-9031 Fax :03-3542-9030

E-mail : tatsuyuki@dohno-law.com URL : <http://www.dohno-law.com/>

以 上